

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

- ① 資金使途
 運転資金、設備資金
 要綱3(3)A⑥及び⑦の要件に該当する場合は、それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の本化・借換ができるものとする。
- ② 融資限度額
 運転資金 5,000万円、設備資金 7,000万円
 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とする。
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、運転資金、設備資金 5,000万円
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。
- ③ 融資期間
 10年以内(うち据置期間3年以内)
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、10年以内(うち据置期間1年以内)
- ④ 融資利率
 変動 年1.5%以内
 固定 年1.7%以内
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、固定 年1.5%以内
- ⑤ 保証人及び担保
 法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
 個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。
- ⑥ 信用保証料率
 必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度対象)
 要綱3(3)A①～⑤の場合、信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

融資の対象A⑥の場合(セーフティネット保証5号) 年0.65%
 融資の対象A⑦の場合(危機関連保証) 年0.70%(責任共有対象外)

- ① 資金使途
 運転資金、設備資金
 要綱3(3)A⑥及び⑦の要件に該当する場合は、それぞれの要件に係る本制度の既存借入金の本化・借換ができるものとする。
- ② 融資限度額
 運転資金 5,000万円、設備資金 7,000万円
 運転資金と設備資金を併用する場合は、7,000万円を限度とする。
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、運転資金、設備資金 5,000万円
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、運転資金と設備資金を併用する場合は、5,000万円を限度とする。
- ③ 融資期間
 10年以内(うち据置期間3年以内)
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、10年以内(うち据置期間1年以内)
- ④ 融資利率
 変動 年1.5%以内
 固定 年2.0%以内
 要綱3(3)A⑥～⑦の場合、固定 年1.7%以内
- ⑤ 保証人及び担保
 法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。
 個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。
- ⑥ 信用保証料率
 必ず信用保証協会の保証付きとする。(責任共有制度対象)
 要綱3(3)A①～⑤の場合、信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

融資の対象A⑥の場合(セーフティネット保証5号) 年0.65%
 融資の対象A⑦の場合(危機関連保証) 年0.70%(責任共有対象外)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保									

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有保証料率)	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
県制度信用保									

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

証料率 (政策目的制 度)	1. 35%	1. 25%	1. 10%	0. 95%	0. 85%	0. 80%	0. 70%	0. 50%	0. 35%	証料率 (政策目的制 度)	1. 35%	1. 25%	1. 10%	0. 95%	0. 85%	0. 80%	0. 70%	0. 50%	0. 35%
<p>ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証（要綱3（3）A①～⑤の場合）は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。</p> <p>⑦ 返済方法 分割返済とする。</p> <p>B（略）</p> <p>_____ D 新型コロナウイルス対策特別資金 並 びに E 福島県沖地震対策特別資金</p> <p>① 資金使途 運転資金、設備資金_____信用 保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の 借換・一本化ができるものとする。</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 返済方法 分割返済とする。ただし、_____融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする 。</p> <p>F（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 融資取扱時期 令和4年3月31日までとする。ただし、要綱3（3）A⑦については中小 企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期 間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り 当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定 期間」という。）まで、要綱3（3）B②_____については災害関係特例に</p>										<p>ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証（要綱3（3）A①～⑤の場合）は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。</p> <p>⑦ 返済方法 分割返済とする。</p> <p>B（略）</p> <p>C 豪雨災害特別資金 及び D 新型コロナウイルス対策特別資金 並 びに E 福島県沖地震対策特別資金</p> <p>① 資金使途 運転資金、設備資金((3)C②の要件に該当する場合事業再建に必要な 資金に限る。) (3)C①及びD並びにEの要件に該当する場合、信用 保証協会の保証付き既存借入金（責任共有制度の対象保証は除く）の 借換・一本化ができるものとする。</p> <p>②～⑥（略）</p> <p>⑦ 返済方法 分割返済とする。ただし、<u>申込中小企業者が、要綱3（3）C①及びD 並びにEに該当し、融資期間1年以内のときは、一括返済も可とする</u> 。</p> <p>F（略）</p> <p>(5)（略）</p> <p>(6) 融資取扱時期 令和3年3月31日までとする。ただし、要綱3（3）A⑦については中小 企業信用保険法第2条第6項の経済産業大臣が認める日から1年以内の期 間（同項に定める信用の収縮の状況を勘案し、経済産業大臣が1年を限り 当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。以下、「危機指定 期間」という。）まで、要綱3（3）B②<u>及びC②</u>については災害関係特例に</p>									

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

<p>定める適用期間末日又は令和4年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、要綱3(3)B①については令和4年3月31日貸付実行分まで、また要綱3(3)_____Dについては中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）まで、加えて要綱3(3)Eについては令和3年6月30日保証申込、令和3年7月31日融資実行分までとする。</p> <p>(7) 損失補償 本資金のうちふくしま復興特別資金及び豪雨災害特別資金、新型コロナウイルス対策特別資金並びに福島県沖地震対策特別資金の融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。</p> <p>4 その他 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) ①～② (略)</p> <p>③ <u>ふくしま復興特別資金の融資を受けたときは、取扱金融機関は、期中モニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、業況報告書（別紙様式）を提出するものとする。なお、取扱金融機関が期中のモニタリングの内容の報告を行わなかった場合、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を信用保証協会に提出するものとする。</u></p> <p>(6) 添付書類 <u>ふくしま復興特別資金の申込人にあっては、証明書等に加え、東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書を添付のこと。</u></p> <p>附 則 (略) 附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</u> 2 <u>改正前の福島県緊急経済対策資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、要綱3(4)A～Eの保証人及び担</u></p>	<p>定める適用期間末日又は令和3年3月31日のいずれか早い日の貸付実行分まで、要綱3(3)B①については令和3年3月31日貸付実行分まで、また要綱3(3)C①及びDについては中小企業信用保険法第2条第5項第4号の経済産業大臣が認める日から1年以内の期間（経済産業大臣が当該期間を延長したときは、その延長した期間を含む。）まで、加えて要綱3(3)Eについては令和3年6月30日保証申込、令和3年7月31日融資実行分までとする。</p> <p>(7) 損失補償 本資金のうちふくしま復興特別資金及び_____新型コロナウイルス対策特別資金並びに福島県沖地震対策特別資金の融資を受けた者が返済不能となり、保証協会が代位弁済をしたときは、県は別に締結する契約により、保証協会に対して損失補償を行う。</p> <p>4 その他 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) ①～② (略)</p> <p>③ <u>申込中小企業者が、ふくしま復興特別資金の融資を受けたとき（融資期間が10年を超えるもの、または据置期間が2年を超えるものに限る）は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して業況報告書（別紙様式）を提出するものとする。ただし、申込中小企業者に対する保証金額が1,250万円以下であるとき、または保証期間が1年以内であるときはこの限りでない。なお、取扱金融機関が業況報告書を提出しなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>附 則 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--	---

福島県緊急経済対策資金融資制度要綱 新旧対照表

<p><u>保の条件については、この限りではない。</u></p>	<p>_____</p>
-----------------------------------	--------------